

墨田区高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（事業）</p> <p>第3条 サービスセンターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>〔略〕</p> <p>介護保険法第8条第17項に規定する認知症対応型通所介護に関すること。</p> <p>～ 〔略〕</p> <p>（利用の不承認）</p> <p>第8条 指定管理者は、前条第2項の場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認をしないものとする。</p> <p>〔略〕</p> <p>サービスセンターの施設及び設備（以下「施設等」という。）を毀損するおそれがあるとき。</p> <p>〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第3条 〔同左〕</p> <p>〔略〕</p> <p>介護保険法第8条第16項に規定する認知症対応型通所介護に関すること。</p> <p>～ 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第8条 〔同左〕</p> <p>〔略〕</p> <p>サービスセンターの施設及び設備（以下「施設等」という。）をき損するおそれがあるとき。</p> <p>〔略〕</p>

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。